

3 障害福祉施設等の整備について

2 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 27 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

社会福祉施設整備費については、平成 27 年度当初予算案として 26 億円を計上するとともに、平成 26 年度補正予算として 80 億円を計上し、総額 106 億円により、計画的に整備を推進することとしている。

27 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ① 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ② 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備等の推進を引き続き行うこととしている。

26 年度補正予算及び 27 年度当初予算案により、地方公共団体の整備計画に対し、切れ目のない財政支援を行うこととしている。【関連資料① (64 頁)】

(2) 平成 26 年度社会福祉施設整備費補正予算の執行について

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成 26 年 12 月 27 日)が閣議決定され、①地域の実情に配慮しつつ消費を喚起すること、②しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すこと、③災害復旧等の緊急対応や復興を加速化することの 3 点に重点を置いて取り組むことが示されたところ。

これを受けて、平成 26 年度補正予算における社会福祉施設等施設整備費については、地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する障害児・者施設等の安全・安心を確保するため、

- ・地震防災上倒壊等の危険性が高い施設の耐震化等整備
 - ・消防法令改正に伴い原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーの設置が義務付けられた施設へのスプリンクラーの緊急整備
- を図るために必要な経費として、約 80 億円を計上したところである。

平成 26 年度補正予算に係る国庫補助の採択にあたっては、平成 26 年度中に都道府県等の財政措置が確実であって、地方繰越により対応可能な整備のうち、緊急度の高い整備に厳選して補助採択を行うこととしている。

ただし、耐震化等整備は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金が枯渇し対応できない場合に限り、当該補正予算で対応するものであることに留意されたい。

また、国庫補助協議の準備や事業者の資金繰りの対応、都道府県の財政措置など、年度内に処理が間に合わないものもあり、繰越し手続きなどについて検討を進めているところである。

現在協議中の案件に係る今後のスケジュールは、3月上旬に補助内示を行いたいと考えており、その手続きについては、決まり次第情報提供させていただくことにしている。

(3) 平成27年度社会福祉施設整備費の執行について

①平成27年度国庫補助協議について

平成27年度予算案は、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域なく大胆に歳出を見直し、26年度からの増加を最小限に抑えることとされ、生活の基盤となる社会資本整備についても、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対して一層の重点化を図り、既存施設の機能が効果的に発揮できるよう計画的に整備を推進することとされたところである。これらを踏まえ、平成27年度予算案における社会福祉施設等整備費については、都道府県等が策定する整備計画が着実に実施されるよう、障害児・障害者の障害福祉サービス等の基盤整備に必要な経費として、26億円を計上したところである。

(参考)

- ・ 障害者の社会参加支援、地域生活支援を推進するため、日中活動系サービスやグループホーム等の整備
- ・ 障害児支援の充実を図るため、地域の拠点となる児童発達支援センターや障害児入所施設の小規模な形態による障害児入所施設の整備
- ・ 障害児・障害者施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリングラー整備
(※長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業に係る整備を含む。)

平成27年度の施設整備の執行にあたっては、平成26年度補正予算の執行を踏まえつつ、対応していく予定であるが、

ア 平成26年度当初に協議したが、未採択のまま積み残しとなっているもの

イ 平成26年度補正予算で協議しているが、都道府県等の財政措置が平成27年度となり、繰り越しにより対応せざるを得ないもの

ウ 平成27年度に協議予定のもの

などが混在するため、平成27年度の補助採択にあたっては、各都道府県等が定める優先順位に沿いつつ、緊急度の高い整備から採択していくことにしている。

また、社会福祉施設整備費においては、18年度より公立施設分の整備

について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努めていただくとともに、社会福祉施設整備費で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘（会計検査院）も受けているため、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

協議案件については、障害福祉サービスのニーズ等を含め、地方厚生（支）局でヒアリングを行うとともに、限られた予算を真に緊急性が高く、必要性の高い施設整備に厳選して対応するため、「補助採択の基準額（目安）」などを、今後、提示していくこととしている。

なお、農林水産省の27年度予算案においては、都市農村共生・対流総合対策交付金（2,000百万円）、都市農業機能発揮対策事業（191百万円）により、『「農」と福祉の連携プロジェクト』が推進されているところであるため、これらの交付金の活用も図られたい。【関連資料②（65・66頁）】

今後の国庫補助協議については、以下のスケジュールで実施したいと考えているので、ご協力願いたい。

（国庫補助協議のスケジュール）

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 3月中
- ・国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4月上旬

②平成27年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

27年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、単価改定を行う予定であり、詳細は別途お示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

なお、26年度補正予算において、本年度中に執行するものは現行単価を適用し、27年度へ本省繰越を行ったものから、新単価を適用することとしているので留意されたい。

（4）障害者関係施設にかかる福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害者関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付部に照会いただきたい。

- ア 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇
障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。
融資率 85%
- イ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇
スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。
融資率 90%
貸付利率 当初5年間基準金利△0.5%
- ウ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置
津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。
融資率 95%
貸付利率 無利子

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているのを確認されたい。

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、26年1月22日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（5～10%）、貸付利率の引き下げ（0.05～0.4%））について、27年度も引き続き実施することとしている。

（6）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

27年度予算額(案)
26億円

○ 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動サービス等の充実・地域移行の推進

○ 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



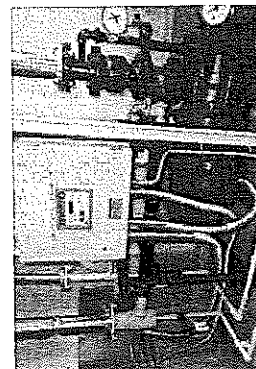
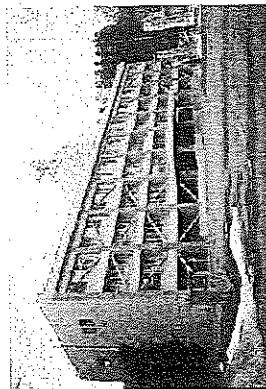
障害児支援の充実

○ 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

○ 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリングクラー整備を推進する。



(関連資料 ①)

都市農村共生・対流総合対策

【平成27年度予算概算決定額：2,750(2,100)百万円】

○ 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等に対するニーズが増大。

○ このため、観光・教育・福祉との連携プロジェクト等を重点対策として位置づけ、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動や市町村が中心となって地域ぐるみで特色ある地域資源を活用する取組を支援。

○ また、人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進。その際、都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を推進。

農山漁村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加
- ・美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・都市との交流に関心

所得・雇用の増大、活性化の必要

都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進

「いよいよ、やすらぎ、新たなライフスタイルのニーズ」

消費者・都市住民のニーズ

- ・農山漁村へ訪問することへの関心
- ・農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身のリハビリ効果
- ・団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- ・美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての主な連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進
- ・体験プログラムや安全対策の充実などの受入体制づくり、宿泊・体験施設の整備等



子供の体験学習

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進
- ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家への派遣、福祉農園の開設・整備等



高齢者生きがい農園

農観連携プロジェクト

- グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進
- ・受入体制の整備、広域観光周遊ルート開発、プロモーションの推進等



農家での交流

都市農村共生・対流総合対策

都市農村共生・対流総合対策交付金 [2,000(2,100)百万円]

集落連携推進対策 (旧小学校区単位)

・地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：定額 (上限800万円/地区、中山間地域等の小規模、高齢化指標を含む地区 上限900万円/地区)

十 人材活用対策

・外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額 (上限250万円/地区)

十 施設等整備対策

- ・空き家、廃校等の補修等
- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村)等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等 (上限2,000万円/地区、等)

広域ネットワーク推進対策 (全国、都道府県単位)

- ・地域を越えた人材の活用、優良事例の情報発信
- 実施主体：民間団体、NPO、都道府県等
- 実施期間：5年間
- 補助率：定額

山村活性化支援対策

[750(一)百万円]

・山村の所得・雇用の増大に向け、地域の農林水産物等の域内消費の拡大や域外への販売促進等に必要となる組織・体制づくり、域内人材の育成、取組の試行実践等を支援

- 実施主体：市町村等
- 補助率：定額 (上限1,000万円/地区)

(国) (都) (府) (県) (市) (町) (村) (2)

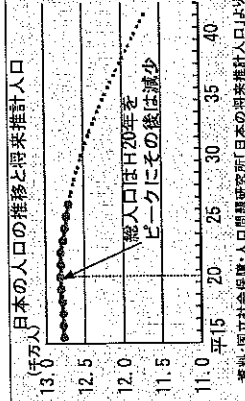
都市農業機能発揮対策事業 [新規]

【平成27年度概算決定額 191 (一) 百万円】

都市農業・都市農地をめぐめる環境の変化

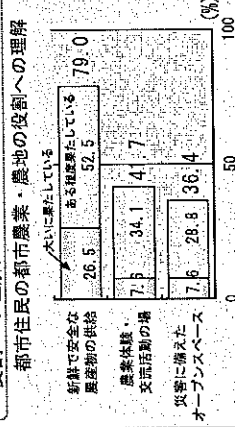
人口・社会の変化

○人口の減少が進む中、都市の開発需要は減少。住宅と農地の共生するまちづくりが課題に。



都市住民の理解

○都市において都市農業、都市農地の保全を求め声が拡大。一方で、その果たしている役割への理解にはばらつき。



農と福祉の連携の推進

○障害者の多様な就労機会の確保や高齢者福祉における介護メニューとしての「農」へのニーズが拡大。



都市農業の多様な機能の発揮を促進するための、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。



(委託費)
(委託先：地方公共団体等)

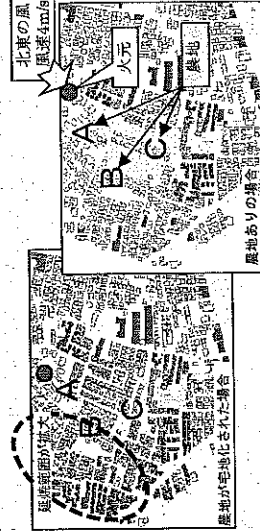
都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

都市農業が多様な機能を発揮することの意義を周知するため、専門家の派遣、啓発事業の開催等を支援。

【原則1～2年】

(ソフト・定額)
(事業実施主体：NPO法人、民間団体等)



農地の有無による近隣シミュレーション

福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

【ハード：1年、ソフト：原則1～2年】

- 福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成を支援。(ハード・1/2補助 + ソフト・定額)
- 福祉農園の全国への拡大・定着を推進。(ソフト・定額)
(事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等)



介護福祉施設での農園整備

関係省庁と連携して都市農業の多様な機能の発揮に向けた環境を整備